

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	IETA Position on Additionality 「追加性」に関する IETA の立場
主催	国際排出量取引協会 (IETA)
日時	2005 年 11 月 29 日 (火) 18:00 ~ 19:30
主要討論者	Andrei Marcu 氏 (IETA プレジデント) Lex de Jonge 氏 (オランダ住居空間計画環境省 (VROM)) Xuedu Lu 氏 (CDM 理事会 (EB) 副議長) Frede Cappelen 氏 (Statoil) Rajesh Sethi 氏 (CDM EB メンバー)
傍聴者	約 50 名
目的	プロジェクト開発者のプロジェクト方法論及び正当化の作業を助けるために CDM 理事会 (EB) は追加性証明ツールを開発した。このツールは、締約国からもプロジェクト開発者からも批判を受けている。IETA は、CDM における追加性についてのその立場を明確にするとともに、追加性証明ツールの改善及び将来的な方向性について検討する。
発表の概要	<p><u>開会挨拶：Andrei Marcu 氏 (IETA)</u></p> <p>CDM によって環境と経済のバランスをとることが重要であり、CDM の簡素化に関して追加性証明には様々な見解があり得ると述べた。</p> <p><u>Andrei Marcu 氏 (IETA): IETA の追加性に関する立場</u></p> <p>IETA の CDM プロジェクトの追加性に関する考え・意見について発表した。追加性の証明をより簡単な方法で行えるように、との観点から、IETA は二元手法アプローチ (Dual Track Approach) を提案する。これは現行の「追加性証明ツール」の簡素化 (トラック 1) と、新たな一段階手法 (トラック 2) を選択できるとするものである。現行の追加性証明ツールを破壊しようとする提案ではない。トラック 1 では、ステップ 5「CDM 登録の影響」は、まったく不必要であり、削除されるべきである。現行の追加性証明ツールのステップ 4「一般的慣行分析」も不必要であり、と言うのも、ステップ 3「障壁分析」で検討される障壁の一つであるとして、プロジェクトがある分野における初めてのものであることが一般的慣行に該当しないからである。また、ステップ 2「投資分析」も、投資障壁として、数多ある障壁の内の一に数えられ、したがってステップ 3「障壁分析」の一部である。ステップ 2 も 4 も、種類の異なる「障壁」と考えられる。トラック 2 の新たな一段階手法は、追加性がベースライン選択とプロジェクト排出量がベースライン排出量よりも少ないことで証明される、とするものである。この前提として、ベースラインの決定が非常に厳格になされることが必要条件であるが、通常は非常に厳格に決定されるため、この手法の妥当性が認められる。これにより、客観的な方法で、ベースライン排出量とプロジェクト排出量を特に重点的に考察し、追加性が証明される。COP/MOP がこのトラック 2 の方法が追加性の証明に適用可能と認定すれば、この方法も使える。トラック 2 の一つのオプションとして、ベンチマークの利用が挙げられる。ベンチマークの利用は、適切な場合に、分野別 (例えばセメント産業など) に対して、</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

行われ得るもので、その際には、国・地域・分野の条件を考慮し、ビジネス団体と協力して地域機関や国家機関によって策定されるべきものである。さらに、後発発展途上国（LDC）でのプロジェクトについては、例外的取扱として、追加性の証明を免除すべきである。

#### Lex de Jonge 氏（VROM）：追加性をどう扱うか？

VROM の考え、及び IETA の考えに対する提案について、追加性に関する取扱方法の発表を行った。CDM の重要性を損なわない追加性の証明が必要であり、COP10 で追加性証明に関する各締約国からの意見が求められた。追加性証明に関する問題として、その複雑性に対する批判があること、マラケシュ合意の解釈と追加性の妥当性に関する議論、代替手法の欠如、追加性証明ツールの誤った解釈、コンサルタントへの過剰費用の支払などが挙げられる。したがって、代替案は歓迎であり、また追加性証明ツールに関する詳細なガイダンスも必要である。オランダは、Öko 研究所及び世界銀行の協力を得て、追加性に関する背景文書を作成し、EB に提出した。この文書は、追加性証明ツールの歴史を紐解き、その内容を再検討した上で、追加性証明ツールの適用方法の明確化のためのガイドラインを提案するものである。追加性証明ツールの各ステップについて、ガイダンスを提示し、新たに「first-of-a-kind」障壁と「一般的慣行」テストの提案を行うと共に、実践的な適用についても提案している。また追加性証明ツールの電子版として、プロジェクト開発者のために、簡単なコンピュータープログラムを、CD-ROM に収納して、利用できるような形態が有用である。IETA の提案については、その挑戦は完璧である。現行の追加性証明ツールに関する誤った理解について、プロジェクトの CDM 目的の証明や財政的追加性、客観的な基準などの欠如などを正確に指摘しており、またステップ 5 が明確な合否判定テストではなく、それ以前にテストする障壁の種類などによって量的又は質的な適用がなされうるものであると言う指摘もその通りである。IETA 提案のトラック 1 は、追加性が明確な場合の取扱や原稿別個のステップの統合、ステップ 5 の削除、LDC への非適用など、すべて歓迎できる提案である。トラック 2 は、全体的に支持できるものであるが、最初の 2 年間は機能しないであろう点と、技術の自然発生的な改善（例えば、新規発電設備は旧来のものよりも能力が優れたものとなる）の取扱をどのようにするのかと言う点に疑問が残る。ベンチマーク手法については、分野別 CDM に適用できると思うが、分野別 CDM そのものがいまだ検討中のものであり、ポスト 2012 の文脈でのものであり、注意が必要である。世界銀行が主唱する代替手法は、技術の追加性を含む技術一覧表を用いると言うものであり、ある特定の条件の下で特定の技術について適用できるとするオプションである。適用に対して疑義がある場合の取扱は、EB が策定する適用基準（適用可能な国、時期、市場浸透率などの条件についての基準）に則って行う。このオプションは第 1 約束期間にのみ利用できるとし、その後については再検討・更新をするというものである。今後は、IETA 提案や適用技術一覧表、分野別 CDM・プログラム型 CDM の第 1 約束期間中の実現などについて、COP/MOP による次段階に関する EB へのガイダンス、また方法論の中での追加性証明ツールの柔軟な利用、VROM の背景文書を追加性証明ツールのガイダンスとしての EB による公開などが望ましい。

#### パネリストによるコメント

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

#### Xuedu Lu 氏 ( CDM EB 副議長 )

EB の歴史を思い起こし、追加性証明ツールがプロジェクトが追加的であるという確証を与える、プロジェクト参加者のためのツールとして作成されたことを強調した。プロジェクトの追加性は、京都議定書にもマラケシュ合意にも明示されており、追加性証明ツールはその追加性を確保する為に利用できるものである。当然現行の追加性証明ツールが 100% 完璧なものであるとは言わないし、数年後には再検討して改訂・簡素化することもありえるであろう。IETA の提案が完璧かは判断できかねるが、トラック 1 のステップ 4 の議論についてはあり得る。ベースラインやベンチマークの手法については、現行ツールの活用との明確な違いがあまり無い。LDC での追加性証明については、その証明は容易ではあろうが、プロジェクト実施による排出削減を達成することが難しい。

#### Frede Cappelen 氏 ( Statoil )

プロジェクト開発の観点から、重要な問題は複雑さを生み出す予見可能性の欠如であり、追加性を証明できる情報の条件に起因する適用可能性に関するものである。この件に関する議論は EB 内部で議論すべきものであり、追加性証明ツールのための必要要件を明示すべきである。またガイダンスは有用である。ベースラインシナリオの決定を、追加性証明に利用できるとするのは、有意義である。IETA 提案は経済的解決策である。一般的慣行については、補完的なものであるべきであろう。ベースラインの中で追加性を証明するという方法が好ましい。再生可能エネルギーのプロジェクトなどに追加性を厳格に求めるのには、疑問がある。

#### Rajesh Sethi 氏 ( CDM EB メンバー )

追加性の問題に関しては、京都議定書の実施に関する議論の中ですでに行われており、そのオプションとして、(1) 商業的な意味でのビジネス・アズ・ユー・ジュアラル (BAU) は CDM とはならない、(2) 商業的に成立するものは CDM とはならない、(3) CDM プロジェクトはベースラインと異なる、の 3 つが検討された。これを踏まえて、マラケシュ合意では CDM プロジェクト排出量が CDM プロジェクトが無い場合の排出量より小さければ追加的である、とだけ述べるにとどまった。これが締約国が合意した「追加性」の定義である。環境十全性の精神に対する妥協ではない。追加性証明ツールの簡素化自体は可能であろうし、ガイダンスや明確化もいいことであるが、追加性ツールの改訂をどのように、いつするのか？この追加性ツールを完成させるのに 9 ヶ月もの時間を要したことを考慮すると、新たなツールを作るのにまた 9 ヶ月かけるのか？方法論の審査には今でも時間がかかると批判があるのに、方法論の中でさらに追加性の証明の検討まで行うのか？追加性は確かに CDM にとって重要な要素ではあるが、それ以上に重要なのは IRR 分析も含めたホスト国グレードによる投資リスクである。この投資リスクを障壁テストとして検討すると言う点でも追加性証明ツールは有用であろう。CDM を通じた技術移転は重要であるが、新技術の普及の方がより重要である。追加性証明ツールの簡素化は、負担の軽減という目的でのみ考慮すべきものであり、決して環境十全性の精神に対する妥協であってはならない。

質疑応答

Q1 (インドネシアの電力会社): ベースライン決定の際のクレジット獲得期間の設定に

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。  
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>に関して、コンサルタントによってベースラインの解釈が異なる場合、どちらの意見の従えばいいのか？ガイドラインの必要性が感じられる。</p> <p>A1 (Sethi): ガイドラインは、マラケシュ合意の中にあり、オペレーティングマージン、ビルトマージン、コンバインドマージンが、すでに提供されている。ベースラインはこれに寄ればよい。</p> <p>A1 (Lu): 重要なのは、まず方法論の承認を得て、それから適用すればよい。</p> <p>C2 (ハンブルグ経済研究所): 追加性は、ベースライン決定の際に詳しく説明すれば、付随してくるはずである。</p> <p>R2 (Marcu): その通り。</p> <p>C3: 土地利用変化・林業 (LULUCF) の関連で、吸収源 CDM (A/R CDM) も追加性の証明が必要であり、A/R CDM 用の追加性証明ツールを用いることとなるが、この追加性証明のために投資損失が生じる。ビジネスとしては成り立たない。</p> <p>C4 (バングラデシュ): プロジェクト提案者からすると、追加性は一つの難関であり、追加性証明ツールでさえ大変である。理解するのも難しい。</p> <p>R4 (Jonge): 追加性を理解するのは確かに難しい。これに対応する為に 2 年間作業し、バランスをとろうとしてきた。その結果、もっと簡単な方法を、と提案するに至った。</p>
資料	<p>&lt; 会場配布資料 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IETA Position Paper 「IETA Position on Additionality」 ( <a href="http://www.ieta.org/ieta/www/pages/download.php?docID=1243">http://www.ieta.org/ieta/www/pages/download.php?docID=1243</a> で入手可 )</li> </ul> <p>&lt; オンライン資料 &gt;</p> <p>( IETA ウェブサイト : <a href="http://www.ieta.org">http://www.ieta.org</a> )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プレゼンテーション ( Andrei Marcu )</li> <li>● プレゼンテーション ( Lex de Jonge )</li> </ul>

文責：元田 智也 (GEC)